

秋田市告示第325号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年12月17日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

P A G T U L I N G A N R Y A N J A K E R I V E R A

秋田市横森三丁目8番4号 サワーメゾンB 102

2 送達すべき書類の名称

令和3年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定  
・変更通知書